

## 議案第102号

甲府市斎場条例の一部を改正する条例制定について  
甲府市斎場条例の一部を改正する条例を次のように定める。  
令和元年12月4日提出

甲府市長 樋口 雄一

### 甲府市斎場条例の一部を改正する条例

甲府市斎場条例（昭和39年4月条例第44号）の一部を次のように改正する。  
第6条の表中「6,000円」を「10,000円」に、「3,600円」を  
「6,000円」に、「2,700円」を「4,500円」に、「1,500円」  
を「2,500円」に、「2,400円」を「4,000円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

### 提案理由

斎場の適正な管理を期するため、使用料の額を改定するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。